



日本はひとつ
しごとプロジェクト

報道関係者各位

平成 23 年8月5日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部
企画課若年者雇用対策室

室長 久知良 俊二 (内線 5862)

室長補佐 伊藤 浩之 (内線 5333)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3597)0331

平成 22 年度新卒者内定取消し状況まとめ

～556 人が内定取消し、3社の企業名も公表～

厚生労働省は、このほど、本年3月に大学や高校などを卒業して4月に就職予定だった人のうち、内定を取り消されたり、入職(入社)時期が延期(繰下げ)となった人の状況をまとめました。内定を取消した企業のうち、3社については企業名も公表します。

内定の取消しや入職時期の繰下げを行う場合、事業主はハローワークに通知する必要がありますが、今回の取りまとめはそれらを集計したものです。企業名の公表については、内定取消しが「事業活動縮小を余儀なくされているとは明らかに認められない」などの場合に、求職活動をする学生の適切な職業選択に役立つよう、厚生労働大臣が実施できることになっています(「職業安定法」施行規則)。

<採用内定取消し、入職時期繰下げ状況>

◆ 内定取消しとなった学生・生徒数 556 人 (179 事業所)

◇ うち震災の影響によるもの 427 人 (126 事業所)

※ 内定取消しとなった人のうち、280 人は6月末までに新たな就職先を確保しています。

◆ 入職時期繰下げとなった学生・生徒数 2,472 人 (287 事業所)

◇ うち震災の影響によるもの 2,472 人 (287 事業所)

<企業名公表事案>

・有限会社 宇都宮物産
(青果物卸小売販売業ほか、本社：愛媛県西予市)

・株式会社 井上商会
(機械部品販売、本社：福岡県北九州市)

・株式会社 エス・アイ教育総合センター
(総合進学塾、本社：佐賀県武雄市)

(注) 数値は7月末現在のもの

○ 採用内定取消し状況

(学校種別)

【全体】

	事業所数(*1)	人数
合計	179	556
中学生	0	0
高校生	119	312
大学生等(*2)	86	244

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数(*1)	人数
合計	126	427
中学生	0	0
高校生	92	259
大学生等(*2)	53	168

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数(*1)	人数
合計	53	129
中学生	0	0
高校生	27	53
大学生等(*2)	33	76

(*1) 同一事業主が、異なる学校種で取消しを行っている事例があるため、合計の数と学校種別の事業所数の計とは一致しない。

(*2) 大学生等とは、大学、短期大学、専修学校等をいう。

(産業別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	179	556
農、林、漁業	6	10
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	12	19
製造業	33	91
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	5	6
運輸、郵便業	7	9
卸売、小売業	20	44
金融、保険業	4	50
不動産、物品賃貸業	3	5
学術研究、専門、技術サービス業	11	33
宿泊、飲食サービス業	37	154
生活関連サービス、娯楽業	15	69
教育、学習支援業	1	2
医療、福祉	10	29
複合サービス事業	3	8
その他サービス業	3	5
公務	0	0
不明	9	22

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	126	427
農、林、漁業	5	9
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	6	8
製造業	22	77
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	3	3
運輸、郵便業	6	8
卸売、小売業	12	33
金融、保険業	3	13
不動産、物品賃貸業	1	1
学術研究、専門、技術サービス業	3	21
宿泊、飲食サービス業	34	149
生活関連サービス、娯楽業	11	62
教育、学習支援業	0	0
医療、福祉	8	13
複合サービス事業	3	8
その他サービス業	0	0
公務	0	0
不明	9	22

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	53	129
農、林、漁業	1	1
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	6	11
製造業	11	14
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	2	3
運輸、郵便業	1	1
卸売、小売業	8	11
金融、保険業	1	37
不動産、物品賃貸業	2	4
学術研究、専門、技術サービス業	8	12
宿泊、飲食サービス業	3	5
生活関連サービス、娯楽業	4	7
教育、学習支援業	1	2
医療、福祉	2	16
複合サービス事業	0	0
その他サービス業	3	5
公務	0	0

(規模別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	179	556
300人以上	14	56
100～299人	28	222
99人以下	124	242
不明	13	36

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	126	427
300人以上	10	37
100～299人	22	174
99人以下	81	180
不明	13	36

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	53	129
300人以上	4	19
100～299人	6	48
99人以下	43	62

(地域別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	179	556
北海道	6	15
東北	90	270
南関東	30	168
北関東・甲信	19	38
北陸	4	4
東海	11	20
近畿	5	8
中国	1	2
四国	3	17
九州	10	14

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	126	427
北海道	1	1
東北	85	264
南関東	16	112
北関東・甲信	12	27
北陸	3	3
東海	3	9
近畿	3	6
中国	0	0
四国	0	0
九州	3	5

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	53	129
北海道	5	14
東北	5	6
南関東	14	56
北関東・甲信	7	11
北陸	1	1
東海	8	11
近畿	2	2
中国	1	2
四国	3	17
九州	7	9

※ 地域区分は次のとおり。

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- ③ 南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）
- ④ 北関東・甲信（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）
- ⑤ 北陸（新潟、富山、石川、福井）
- ⑥ 東海（岐阜、静岡、愛知、三重）
- ⑦ 近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ⑧ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- ⑨ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
- ⑩ 九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

(取消し理由別)

	事業所数	人数
合計	179	556
震災の影響によるもの	126	427
企業倒産	9	53
経営の悪化	32	49
その他	12	27

○ 採用内定取消しを受けた学生生徒の就職状況等 (※6月末時点)

	人数
合計	545
就職済	280
就職活動中	69
その他	39
不明	157

○ 入職時期繰下げ状況

(学校種別)

【全体】

	事業所数(*1)	人数
合計	287	2,472
中学生	2	2
高校生	263	1,489
大学生等(*2)	106	981

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数(*1)	人数
合計	287	2,472
中学生	2	2
高校生	263	1,489
大学生等(*2)	106	981

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数(*1)	人数
合計	0	0
中学生	0	0
高校生	0	0
大学生等(*2)	0	0

(*1) 同一事業主が、異なる学校種で繰下げを行っている事例があるため、合計の数と学校種別の事業所数の計とは一致しない。

(*2) 大学生等とは、大学、短期大学、専修学校等をいう。

(産業別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
農、林、漁業	5	19
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	19	48
製造業	80	498
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	5	19
運輸、郵便業	13	143
卸売、小売業	26	401
金融、保険業	2	61
不動産、物品賃貸業	1	2
学術研究、専門、技術サービス業	2	30
宿泊、飲食サービス業	90	826
生活関連サービス、娯楽業	24	241
教育、学習支援業	2	8
医療、福祉	9	143
複合サービス事業	0	0
その他サービス業	5	24
公務	0	0
不明	4	9

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
農、林、漁業	5	19
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	19	48
製造業	80	498
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	5	19
運輸、郵便業	13	143
卸売、小売業	26	401
金融、保険業	2	61
不動産、物品賃貸業	1	2
学術研究、専門、技術サービス業	2	30
宿泊、飲食サービス業	90	826
生活関連サービス、娯楽業	24	241
教育、学習支援業	2	8
医療、福祉	9	143
複合サービス事業	0	0
その他サービス業	5	24
公務	0	0
不明	4	9

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	0	0
農、林、漁業	0	0
鉱、採石、砂利採取業	0	0
建設業	0	0
製造業	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
情報通信業	0	0
運輸、郵便業	0	0
卸売、小売業	0	0
金融、保険業	0	0
不動産、物品賃貸業	0	0
学術研究、専門、技術サービス業	0	0
宿泊、飲食サービス業	0	0
生活関連サービス、娯楽業	0	0
教育、学習支援業	0	0
医療、福祉	0	0
複合サービス事業	0	0
その他サービス業	0	0
公務	0	0

(規模別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
300人以上	71	1,305
100～299人	69	605
99人以下	127	465
不明	20	97

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
300人以上	71	1,305
100～299人	69	605
99人以下	127	465
不明	20	97

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	0	0
300人以上	0	0
100～299人	0	0
99人以下	0	0

(地域別)

【全体】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
北海道	1	23
東北	158	1,117
南関東	56	950
北関東・甲信	41	265
北陸	10	37
東海	9	35
近畿	5	12
中国	2	3
四国	0	0
九州	5	30

【うち震災の影響によるもの】

	事業所数	人数
合計	287	2,472
北海道	1	23
東北	158	1,117
南関東	56	950
北関東・甲信	41	265
北陸	10	37
東海	9	35
近畿	5	12
中国	2	3
四国	0	0
九州	5	30

【うち震災の影響以外の理由によるもの】

	事業所数	人数
合計	0	0
北海道	0	0
東北	0	0
南関東	0	0
北関東・甲信	0	0
北陸	0	0
東海	0	0
近畿	0	0
中国	0	0
四国	0	0
九州	0	0

※ 地域区分は次のとおり。

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- ③ 南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）
- ④ 北関東・甲信（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）
- ⑤ 北陸（新潟、富山、石川、福井）
- ⑥ 東海（岐阜、静岡、愛知、三重）
- ⑦ 近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ⑧ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- ⑨ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
- ⑩ 九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

○ 公表の対象となる採用内定取消し事案

有限会社宇都宮物産	
① 所在地	西予市宇和町坂戸 683
② 事業内容	青果物卸小売販売業、ジュース販売、農園経営
③ 内定取消し年月日	平成 23 年 1 月 29 日
④ 内定取消し者数	1 人（大学生 1 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	事業活動の縮小を余儀なくされているとはいえないが内定を取り消した。
学生生徒への説明	実施済み。
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者に対する支援を行わなかった。
⑥ 公表要件	告示の第三号及び第四号の口に該当。

(注) 告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社井上商会	
① 所在地	北九州市八幡東区西本町 4-15-12
② 事業内容	機械部品販売
③ 内定取消し年月日	平成 22 年 10 月 14 日
④ 内定取消し者数	1 人（大学生 1 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	事業活動の縮小を余儀なくされているとはいえないが内定を取り消した。
学生生徒への説明	実施済み。
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者に対する支援を行わなかった。
⑥ 公表要件	告示の第三号及び第四号の口に該当。

(注) 告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社エス・アイ教育総合センター	
① 所在地	武雄市武雄町大字武雄 5675
② 事業内容	総合進学塾
③ 内定取消し年月日	平成 23 年 1 月 10 日
④ 内定取消し者数	2 人（大学生 2 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	事業活動の縮小を余儀なくされているとはいえないが内定を取り消した。
学生生徒への説明	実施済み。
学生生徒に対する支援	内定取消し者のうち 1 人については、内定取消しの対象となった新規学卒者に対する支援を行わなかった。
⑥ 公表要件	告示の第三号及び第四号の口に該当。

(注) 告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

(参考)

事業主は、新規学卒者の内定を取り消す場合には、予め、公共職業安定所に通知することとされています。

- 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）
第三十五条第二項 学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校（以下この条において「施設」と総称する。）を新たに卒業しようとする者（以下この項において「新規学卒者」という。）を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長（業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。）に職業安定局長が定める様式によりその旨を通知するものとする。
- 二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間（次号において「内定期間」という。）に、これを取り消し、又は撤回するとき。

また、厚生労働大臣は、事業主の通知の内容が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、その通知の内容を公表することができることとされています。

- (1) 2 年以上連続して行われたもの
- (2) 同一年度内に 10 名以上の者に対して行われたもの
- (3) 事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないとき
- (4) 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
- (5) 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき

- 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）
第十七条の四 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回の旨の通知の内容（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき（倒産（雇用保険法第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）により第三十五条第二項に規定する新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われなことが確実な場合を除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができる。

- 職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合（平成 21 年厚生労働省告示第五号）
職業安定法施行規則第十七条の四第一項の厚生労働大臣が定める場合は、同令第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容が、次のいずれかに該当する場合とする。
- 一 二年度以上連続して行われたもの
 - 二 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの（職業安定法施行規則第三十五条第三項の規定により報告された取消し又は撤回（以下「内定取消し」という。）の対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）
 - 三 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - イ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
 - ロ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。